

平成26年 5月19日

各 位

会社名 大建工業株式会社
 代表者名 代表取締役社長 億田正則
 コード番号 7905 (東証一部)
 問合せ先 取締役常務執行役員経理部長 今村喜久雄
 電話番号 06-6452-6340

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成26年5月19日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成26年6月27日開催予定の第98回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 当社グループの事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、今後の事業展開に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的の整理・変更を行うものであります。
- (2) 株主総会の運営について柔軟な対応を可能とするため、現行定款第14条（招集権者及び議長）において、株主総会の招集権者及び議長を、代表取締役にするものであります。
- (3) 経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、現行定款第22条（取締役会）において、取締役会の招集権者及び議長を、代表取締役にするものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。 1. 繊維板、合板及び各種建材の製造加工 2. 木材を原料とする諸品の製造加工 3. 山林の伐採、造林及び製材 (新設) (新設) (新設) (新設) 4. 前各号の製品、原料及び関連製品の売買、輸出入 5. 土木建築物の設計施工並びに不動産の売買、斡旋及び貸借	(目的) 第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。 1. 繊維板、合板、 <u>各種建材及びその他木材を原材料とする諸品の製造、加工及び販売</u> (第1号へ移設) 2. <u>山林の伐採、造林並びに木材その他林産品の生産、加工及び販売</u> 3. <u>金属製品の製造、加工及び販売</u> 4. <u>合成樹脂製品その他有機化学製品の製造、加工及び販売</u> 5. <u>家具・装備品、日用雑貨品、園芸用品、ペット用品及び繊維製品の製造、加工及び販売</u> 6. <u>電気機械器具及び各種機械器具の製造、加工及び販売</u> (第18号に包含) 7. 不動産の売買、 <u>賃貸、仲介・斡旋及び管理業</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>6. 損害保険代理業</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>7. 前各号に附帯する業務 (招集権者及び議長)</p> <p>第14条 株主総会は、<u>取締役社長</u>が招集し、その議長となる。<u>取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会)</p> <p>第22条 取締役会は、<u>取締役社長</u>が招集し、その議長となる。<u>取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>②～④ (条文省略)</p>	<p>8. <u>建築工事、土木工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、舗装工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、建具工事、水道施設工事及び消防施設工事の請負・施工・設計・工事監理及びそれらの仲介・斡旋業</u></p> <p>9. <u>発電及び売電に関する業務</u></p> <p>10. <u>労働者派遣事業法に基づく労働者派遣業</u></p> <p>11. <u>損害保険代理業</u></p> <p>12. <u>介護保険法による通所介護の居宅サービス事業並びに通所介護を行う施設の運営及び管理業</u></p> <p>13. <u>倉庫業並びに一般貨物自動車運送及び貨物利用運送業</u></p> <p>14. <u>産業廃棄物及び一般廃棄物の収集、運搬、中間処理及び再生処理業</u></p> <p>15. <u>分析測定に関する業務</u></p> <p>16. <u>通信販売業</u></p> <p>17. <u>前各号に附帯又は関連する調査、研究及びコンサルティング業</u></p> <p>18. <u>前各号に附帯又は関連する一切の業務</u> (招集権者及び議長)</p> <p>第14条 株主総会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた代表取締役が招集し、その議長となる。</u></p> <p>② <u>前項の代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の代表取締役又は取締役がこれに代わる。</u></p> <p>(取締役会)</p> <p>第22条 取締役会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた代表取締役が招集し、その議長となる。</u></p> <p>②～④ (現行どおり)</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 26 年 6 月 27 日 (金曜日)
定款変更の効力発生日	平成 26 年 6 月 27 日 (金曜日)

以 上